

国におけるエコツーリズムの現状と課題 — 原点を振り返り、これからを考える—

海津ゆりえ(文教大学国際学部)

1. あるべき観光の理念として世界で普及・定着したエコツーリズム(史的考察)

1960年代～70年代に大量観光(mass tourism)への批判とともに、代替的観光(alternative tourism)という概念が生まれた。エコツーリズム(eco-tourism)もその一つであったが、未定義かつ概念は曖昧であった。

1983年にメキシコ人建築家でメキシコ都市開発・生態省基準・技術総局長であったヘクター・セバロス・ラスクライン氏(PRONATURA 設立時会長)が「エコツーリズム」の予備的な定義を考案¹し発表、1992年にカラカスで開催されたIUCN第4回世界国立公園会議にて、エコツーリズムが“保護地域の自然保護と地域発展の両立のための手段”として明確に位置付けられた²。Adventure Travel Society(後のATTA)が主催した「World Congress on Adventure Travel and Ecotourism」(1990-1994?)は世界各地から参加者を集め、各国へのエコツーリズムの概念浸透に貢献した。

1992年の地球サミット以後、持続可能な発展はグローバルなキーワードとなり、国連は観光においてはエコツーリズムを推進することを提唱し、2002年を国際エコツーリズム年とした。UNWTO(現UN Tourism)は、さらにエコツーリズムを普遍化したサステナブル・ツーリズムの定義を2004年に発表し、あらゆる観光事業、観光地に適用することを推奨した。

日本では環境庁(当時)が1990-1992年に西表国立公園においてパイロットプロジェクトを実施。これがモデルとなり各地が地域独自のエコツーリズム創出に取り組み、エコツーリズム推進協議会(現・日本エコツーリズム協会)の大会がインキュベーターとなってこれらを後押しした。環境省は2003-2004年にエコツーリズム推進会議を設け、エコツーリズム大賞など現在も継続中のいくつかの事業を生んだ。2006年に観光立国推進基本法が成立したことを受け、2007年には、「エコツーリズム推進法」が議員立法により誕生した。同法は地域の発展戦略としてのエコツーリズム、という日本ならではの解釈を明示したと言える。

エコツーリズムの発端を1960年代に取れば、既に半世紀以上にわたり実践と議論が続けられてきた。その間も観光を取り巻く課題は変化を続けている。アフターコロナで再燃したオーバーツーリズム、人口減少などの特定地域の課題、あるいは地球温暖化、生物多様性保全、自然災害や戦争等のグローバルな課題も観光とは無縁ではない。また日本の観光においては、インバウンドや自然の中でのアドベンチャーと保全を両立するアドベンチャートラベル等の商品開発も進んでいる。エコツーリズムが、観光をとりまく／観光に内在する諸課題への対応を踏まえた観光の指針ととらえるなら、そのような時代の変化をとらえた今日のエコツーリズムの概念を提示する必

¹ ラスクラインは、1996年にIUCN(国際自然保護連合)が出版した著書『Tourism, Ecotourism, and Protected Areas』でエコツーリズムの修正版の定義を正式に発表した。

² 高橋進(2021)『生物多様性を問いなおす 世界・自然・未来との共生とSDGs』(ちくま新書)。

要があるのではないか。そのことによって、エコツーリズムを推進する各地域にとっても目指す方向が明確となると考える。

2. エコツーリズムの普及の現状

エコツーリズムは観光のあるべき姿をあらわす理念であることから、その普及度を数値で評価することは難しいが、把握の方法として以下の4つの視点を挙げる。

1) エコツーリズムに取り組む地域や団体

エコツーリズムおよびエコツアーの実践に取り組む地域や団体数を把握するとして、以下の指標を用いることができる。

表 自治体等によるエコツーリズムへの取り組み

指標	2025年7月現在
エコツーリズム推進法認定団体(2009年～)	28団体(40自治体)
エコツーリズム大賞(2005年～)	のべ184団体
エコツアーガイド認定・登録制度実践地域	北海道*、屋久島、小笠原*、奄美群島、西表島*、奥入瀬、阿蘇、長野県、浅間山麓・吾妻地域 等
エコツアーガイド養成講座実施自治体	多数

*条例、要綱に基づく認定

(出所:環境省 HP 等を参考に海津作成)

① エコツーリズム推進法認定団体

2009年第1号(飯能市)からの16年間で28団体に至った。北海道から沖縄県までに分布し、継続辞退例はない。取得までに数年要するプロセスを考慮すれば、毎年数件ずつでも認定を受けている現状は高く評価すべきである。認定団体のうち慶良間諸島は2村、奄美群島は12市町村の各協議会が含まれている。この他に申請準備中の推進協議会(津別町、出水市等)が存在する。認定取得に至る背景には、資源管理の制度化、地域文化の継承、ガイド制度の確立、住民の郷土意識の醸成、対話の場の創設、合併後の地域間の連帯強化などの事情が存在している。

他方、認定取得を目的としない協議会、エコツーリズム協会、組織はなくエコツアーが実施されているのみの地域も多い。

② エコツーリズム大賞

エコツーリズム大賞は2025年度で21回目を迎える。過去20回の受賞団体はのべ184に上る。地域の実情に即した工夫がみられる活動や、企業・自治体・民間団体が協働して取り組む活動、長年地道に続けてきた活動等、様々である。エコツーリズムの実現形はエコツアーだけではなく、取り組みの幅は広いことが活動内容を拝見すればわかる。

③ ガイド認定・登録制度

日本には法制度に基づくガイド認定が存在しないこと、地域によってガイドの立ち位置や資源性に差異があることから、各地域でガイドを育成し、登録、認定を行っている。これによる課題もある(後述)。北海道、小笠原(東京都)、竹富町は条例に基づく認定を行っている。国交省通達による白タク行為(通称)規制緩和により、自治体によるガイド認定を検討する例が出てきている。

2) 一般社団法人日本エコツーリズム協会による「消費者ニーズ調査」結果より

日本エコツーリズム協会は、2005年から毎年「エコツーリズムに関する消費者ニーズ調査」を実施している。2024年度調査結果(102号, 2024/8/30発行)では、「エコツーリズムの認知度」について、約6割が認知³している。また、エコツアーへの「満足度」は9割に上り、エコツアー参加体験者の約8割が「再参加意欲」を示している。

3) エコツーリズム類似概念の広がり

1990年代から、エコツーリズムと並行して“新しい観光のあり方”を志向するものとして「ツーリズム」に次のような多様な形容詞が冠されてきた;オルタナティブ(alternative)、サステナブル(sustainable)、エシカル(ethical)、ネイチャーベースト(nature-based)、グリーン(green)、アドベンチャー(adventure)、遺産(heritage)、ヘルス(health)、スペシャル・インタレスト(special interest)、ソフト(soft)等である。近年は、さらに再生を意味するリジェネラティブ(regenerative)、福祉(well-being)、ユニバーサル(universal)、ネイチャー・ポジティブツアー(nature positive tour)等も用いられている。各用語は出自や、対象とする資源、ツアー形態、焦点の当てどころ等に差異はあるものの、資源の持続可能性やツーリストの成長を志向する等の点では一致している。また、全国に50近く分布し多数のガイドを生んでいるジオパークの活動や、旅人の理念を提唱するLeave No Trace、ツーリストシップ等の動きもエコツーリズムのファミリーと言えるであろう。

4) 学校教育におけるエコツーリズム

初等・中等教育における体験学習や探究学習の浸透、あるいは商業科における観光学の普及に伴い、教育旅行でエコツアーに参加したり、探究学習においてガイドが講師になったりする地域は少なくない。現在発行されている東京法令出版発行の高校商業科教科書『観光ビジネス』(徳江順一郎著)では、数ページに亘りエコツーリズムを紹介している。

3. エコツーリズムの課題

(1) エコツーリズム推進上の課題

1) ガイドの育成・登録・認定と質の担保の課題

³ 熟知または用語を認知している数。

推進法認定取得の有無に関わらず、ガイドはエコツーリズムの要であるが、ガイド制度の維持には課題が多い。

- ・ガイドの高齢化等による数の減少⇒観光商品化に限界
- ・ガイドの寡占化による玉石混交化⇒“良いガイド”の選定が困難
- ・ボランティアガイドとプロガイドの区別の不明瞭さ⇒職業としてのガイドの確立に困難
- ・官主導によるガイド育成・登録・認定制度の次のステップの模索⇒ガイドの独立の壁
- ・ガイド育成制度の維持管理コストのひっ迫 等である。

2) エコツーリズム実践効果の「見える化」の必要

エコツーリズムは観光の一部であることから独立した指標や数値(来訪者数・経済効果・保全効果等)のトラッキングが難しい。ガイドや事業者等の協力を得て「見える化」できる情報を指標化する、ツアー参加者による外部評価などを用いる等、エコツーリズムの実践効果を客観的に把握する必要がある。下呂市の取り組み等は参考になる。

(2)エコツーリズム推進法の課題

1) 認定取得後の計画策定が必要

エコツーリズム推進法は、地域主導による協議会の結成、ガイドの存在、ガイドランス(インタープリテーション)、ルール、資源モニタリング等の実践と技術が必須であるという「エコツーリズムの構造」を明示し、認定取得への手がかりが提供されている。一方で、認定取得後の維持に関しては地域の努力に委ねられてしまう。認定取得時に、今後のエコツーリズムの推進に関わる計画やロードマップの策定が望まれる。

2) 認定取得効果の評価が曖昧

全体構想から紐づく各種の事業が、自治体や地域団体の既存事業を活用する場合は少なくな。協議会総会時に全体構想の成果と紐づけて評価し、棚卸を行う必要がある。

3) 認定取得維持にかかる財源

エコツーリズム推進法認定取得と維持には、モニタリングの実施等も含めて継続的にコストがかかる。これは地域固有の問題ではない。保護と利用の好循環を実現するために必要な財源の確保は全体の課題である。

(3)エコツーリズムの未来に向けて

環境省は、年1回の認定地域ネットワーク会議を非公開で行っている。重要な会議であるが、参加者は事務局を担う行政等に限られている。エコツーリズムの推進は、地域全体に関係者が及び、観光者もステークホルダーである。

数年に1度で構わないが、「エコツーリズム」を題材としたひらかれた情報共有と議論の場が必要である。

参考文献

エコツーリズム大賞パンフレット、検討会資料(2025/7/15 環境省)、季刊 ECO ツーリズム(2024/8/30)